

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	神戸地域おこし隊に係る運営業務	地域協働局地域協働課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5029	2025年4月1日	㈱満月堂 神戸市北区淡河町淡河754-1	3,990,800	当該契約候補先は、2023度に契約締結した「神戸地域おこし隊に係る運営業務」の受託者である。隊員の活動期間(最大3年間)において、受託者にて雇用を行い、任期満了後の定住及び地域おこし活動の継続を見据えて支援することを前提に、隊員の募集及び採用を行い、契約時点で1名の隊員を雇用していた。 隊員が今まで行ってきた地域おこし活動を継続して実施するには、受託者における引き続きの隊員の雇用および、活動の場の提供等の支援が密接不可分であり、受託者以外の者に現隊員に係る本業務を委託した場合、隊員の地域おこし活動に支障が生じる。 以上のことから、隊員が地域おこし活動を継続して実施するうえで、契約候補先が合理的かつ円滑に事業を遂行できる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	神戸地域おこし隊に係る運営業務	地域協働局地域協働課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5029	2025年4月1日	兵庫六甲農業協同組合 神戸市北区有野中町2丁目12-13	4,000,000	当該契約候補先は、2023年度に契約締結した「神戸地域おこし隊に係る運営業務」の受託者である。隊員の活動期間(最大3年間)において、受託者にて雇用を行い、任期満了後の定住及び地域おこし活動の継続を見据えて支援することを前提に、隊員の募集及び採用を行い、契約時点で1名の隊員を雇用していた。 隊員が今まで行ってきた地域おこし活動を継続して実施するには、受託者における引き続きの隊員の雇用および、活動の場の提供等の支援が密接不可分であり、受託者以外の者に現隊員に係る本業務を委託した場合、隊員の地域おこし活動に支障が生じる。 以上のことから、隊員が地域おこし活動を継続して実施するうえで、契約候補先が合理的かつ円滑に事業を遂行できる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
3	神戸市ボランティアマッチングサイト運用保守等委託業務に係る委託契約	地域協働局地域活性課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6491	2025年4月1日	神戸市ボランティアマッチングサイト運用保守等業務に係る共同事業体 【代表者】 西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番	9,896,700	当該事業者は、本サイトの初期構築を担った事業者であり改修を含めた運用・保守を的確かつ円滑に行うことができる唯一の事業者であるため。加えて、連携予定の外部サイトAPIの仕様についても深く精通していることから、的確かつ円滑に本業務を履行できる唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	神戸市シニア元気ポイント活用支援等委託契約(4～6月分)	地域協働局地域活性課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6491	2025年4月18日	株式会社フューチャースピリッツ 京都市下京区中堂寺栗田町91番地京都リサーチパーク9号館7階	9,000,000	本サイトの初期構築から運用支援までを一体的に担ってきた事業者であり、これまでに蓄積してきた利用者情報等を踏まえた業務を継続的かつ的確に行うことができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
5	神戸市シニア元気ポイントサイト運用保守等業務に係る委託契約	地域協働局地域活性課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6491	2025年4月18日	株式会社フューチャースピリッツ 京都市下京区中堂寺栗田町91番地京都リサーチパーク9号館7階	17,611,831	委託先候補事業者は、本サイトの初期構築を担った事業者であり、改修を含めた運用・保守を的確かつ円滑に行うことができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
6	神戸市マイナンバーカード予約・交付システム運用・保守業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年4月1日	株式会社TKC 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	6,072,000	委託予定先は、当該システムの構築事業者であり、これまで継続して運用保守を委託してきた業者である。 市民サービスに影響を及ぼさず今後も当該システムを使用するにあたっては、委託予定先で無ければ実施が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
7	令和7年度 標準準拠システムへの移行支援業務＜証明書コンビニ交付システム(住民票の写し・印鑑登録証明書)＞	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年4月1日	株式会社TKC 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	2,420,000	本業務は、現在利用しているLGWAN-ASP サービスを、標準化システムへ移行する役務であり、サービス提供者以外は知り得ない詳細仕様や運用にかかる専門知識と経験を有する委託予定先でなければ、業務の履行ができないことから、その性質又は目的が競争入札に適しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
8	戸籍総合システム運用保守業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年4月1日	日本電気株式会社 神戸市中央区東町126番地	21,543,500	本業務は2024年度から実施している標準化対応業務において、ガバメントクラウドで構築したパッケージソフトウェア利用したシステムを運用保守する役務で、システムの構築事業者であり、パッケージソフトウェア製作元であって、当該パッケージソフトウェアの技術情報等を唯一所有している委託予定先でなければ、安定したシステムの稼働ができず、委託業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
9	氏名・旧字の振り仮名問い合わせ臨時対応業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年6月1日	トランスコスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号	20,420,400	委託予定先は2024年5月31日～2029年11月30日を委託期間とする「神戸市コンタクトセンター構築・運用業務」を受託しており、本市が受ける問い合わせ対応に精通し、当該業務のために構築したシステム・設備等を使用することで、経費の削減、円滑な業務執行が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
10	氏名の振り仮名届に係る届書入力業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年7月1日	アトラス情報サービス株式会社 大阪府中央区北浜3丁目1番6号 (サン北浜ビル)	29,886,266	委託予定先は2024年5月31日～2029年11月30日を委託期間とする「神戸市コンタクトセンター構築・運用業務」を受託しており、本市が受ける問い合わせ対応に精通し、当該業務のために構築したシステム・設備等を使用することで、経費の削減、円滑な業務執行が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
11	兵庫区役所・北神区役所における氏名の振り仮名届に係る窓口受付等業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年5月1日	株式会社パソナ パソナ・神戸 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号	18,700,000	本業務を行うには、戸籍にかかる知見、専門的知識が必要であり、また、戸籍端末等の備品や業務執行場所を確保する必要がある。委託予定先は、現に本市の戸籍届書の受付、問い合わせ対応を委託している事業者であり、処理方法に習熟し、また、既存の備品、業務執行場所を利用できることから、当該事業者が本事業を遂行するに最も適した事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
12	長田区役所・西区役所における氏名の振り仮名届に係る窓口受付等業務	地域協働局住民課 神戸市中央区加納町6-5-1 /Tel: 078-322-5072	2025年5月1日	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部 東京都港区芝浦3丁目4番1号	16,933,400	本業務を行うには、戸籍にかかる知見、専門的知識が必要であり、また、戸籍端末等の備品や業務執行場所を確保する必要がある。委託予定先は、現に本市の戸籍届書の受付、問い合わせ対応を委託している事業者であり、処理方法に習熟し、また、既存の備品、業務執行場所を利用できることから、当該事業者が本事業を遂行するに最も適した事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
13	消費生活相談等業務(4・5月分)	地域協働局消費生活センター 神戸市中央区橋通3-4-1 Tel:078-371-1137	2025年4月1日	一般社団法人神戸市婦人団体協議会 神戸市中央区橋通3丁目4番1号	9,059,410	本業務は価格以外の要素(体制、専門知識、ノウハウ、経験等)の評価が必要であり、競争入札には馴染まないため、2025年6月1日以降契約分については公募型プロポーザル方式による選定を予定している。当団体は、「消費生活相談員」の資格等、消費生活に関する専門知識を有する人材を多数有する2024年度当該業務の受託事業者であり、2か月という短期契約期間においても円滑に相談業務を行う体制をとることができる市内で唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
14	令和7年度特定計量器定期検査業務等	地域協働局消費生活センター 神戸市中央区橋通3-4-1 Tel:078-371-1248	2025年4月1日	一般社団法人神戸市計量士会 神戸市中央区東町116-2-402	27,528,161	神戸市は、計量法に基づき、特定計量器の定期検査業務を、神戸市指定定期検査機関に委託している。 2024年度に、2025年度から2027年度までの3か年を指定の有効期間とする神戸市指定定期検査機関の公募を実施し、提出された申請書類等について、適正に書類審査及び現地調査を行い、一般社団法人神戸市計量士会を事業者として決定し、指定を更新した。 この決定に伴い、2025年度の業務を、当該法人に委託するものである。 また、当該法人は専門的知識・技能・技術を有する団体であり、受託者として最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
15	法律相談業務	地域協働局市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel:078-322-5175	2025年4月1日	兵庫県弁護士会 神戸市中央区橋通1-4-3	22,330,000	内容が専門的で、相談に弁護士資格が必要であり、年間延べ800名程度の弁護士を安定的に配置するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)